

ニューカラによる 気管支喘息の治療を受ける 患者の皆さまへ

医療費の助成制度について



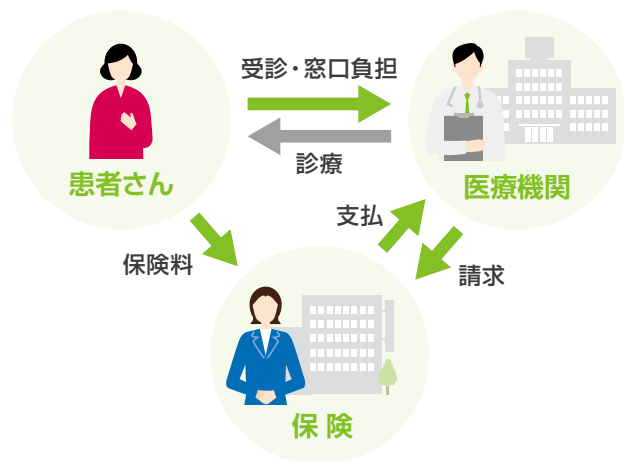
目次

医療保険制度について	2
1 わが国の医療保険制度のしくみ	2
2 医療費の自己負担割合	2
3 医療保険の種類	2
ヌーカラのひと月の薬剤費をみてみましょう	3
医療費の助成制度について	4
1 医療費控除について	4
2 高額療養費制度について	4
3 付加給付制度について	4
公的医療保険	5
高額療養費制度について	6
1 限度額適用認定証	6
2 払い戻し	7
高額療養費制度の実際	8
1 高額療養費制度の負担の上限額(69歳以下)	8
2 高額療養費制度の負担の上限額(70歳以上)	18
高額療養費制度における医療費の算定例	28
事例1 気管支喘息患者の56歳Aさんが ヌーカラによる治療を始めた場合	28
事例2 気管支喘息患者の71歳Bさんが ヌーカラによる治療を始めた場合	29

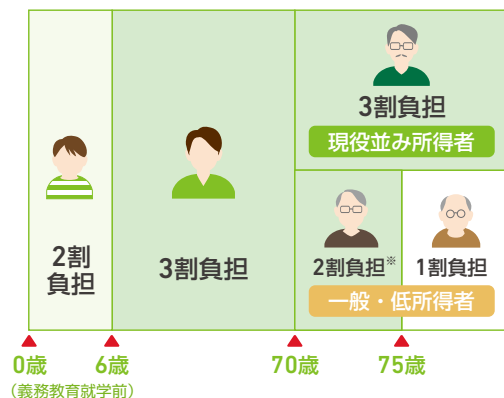
医療保険制度について

わが国の医療保険制度を大まかに図示すると次のようになります。

1 わが国の医療保険制度のしくみ



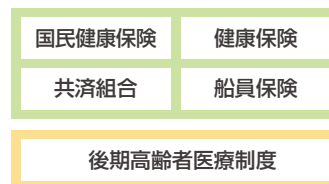
2 医療費の自己負担割合



※2014年3月末までに70歳に達していた方は1割
●自治体によっては、独自の医療費助成制度がある場合があります。

3 医療保険の種類

公的な医療保険制度には、以下の5種類があります。



各種申請の手続き・相談先は、
▶ **国民健康保険・後期高齢者医療制度**は市区町村役所、**健康保険・共済組合・船員保険**は勤務先となります。

ヌーカラのひと月の薬剤費をみてみましょう

ヌーカラ	薬剤費	薬剤費の窓口負担額		
		3割負担の方	2割負担の方	1割負担の方
100mg	179,269円	53,780円	35,853円	17,926円

2020年4月現在のヌーカラの薬価をもとに計算しています。

3割負担の方	2割負担の方	1割負担の方
● 6歳(義務教育就学後 ^{注1})～70歳未満の方	● 0～6歳(義務教育就学前 ^{注3})の方	● 75歳以上の方
● 70歳以上で、現役並み所得 ^{注2} の方	● 70～75歳未満の方 ^{注4}	

注1 義務教育就学後とは、6歳の誕生日以後最初の4月1日(6歳の誕生日が4月1日である場合はその当日)からのことです。

注2 現役並み所得とは70歳以上の高齢受給者のうち、国民健康保険及び後期高齢者医療制度に加入している方は本人又は同じ医療保険に加入する70歳以上の方の市町村民税の課税標準額が145万円以上、健康保険に加入している方は標準報酬月額が28万円以上の被保険者とその被扶養者です(被保険者が70歳未満の場合は、その被扶養者である高齢受給者は、現役並み所得者とはなりません)。ただし、高齢受給者の被保険者・被扶養者の年収合計額が520万円(高齢受給者である被扶養者がいない場合は383万円)未満であるときは、申請により2割負担(ただし、2014年3月末までに70歳に達していた方は1割負担)となります。

注3 義務教育就学前とは、6歳に達する日(誕生日の前日)以降の最初の3月31日までのことです。

注4 ただし、2014年3月末までに70歳に達していた方は1割負担。

参考Webサイト:厚生労働省「我が国の医療保険について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryuhoken/iryuhoken01/index.html
(2021年10月24日アクセス)

医療費の助成制度について

ぜん息の治療でかかった負担額が少なくなる医療費控除が受けられる場合があります*1。

*1 高額医療・高額介護合算療養費制度もあり、特に高齢者では介護費とも合計で利用できる制度があります。

1 医療費控除について

生計を一にする家族の医療費が、1月から12月の1年間で10万円*2を超える場合には、確定申告を行うと、所得税の控除を受けることができます。

【医療費控除額の計算方法】

$$\text{医療費控除額} = \left(\begin{array}{l} \text{その年に} \\ \text{支払った医療費} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険金等で} \\ \text{補てんされた金額} \end{array} \right) - 10\text{万円}^{*2}$$

*2 その年の総所得金額等が200万円未満の方は総所得金額等の5%の金額

【申請窓口】 税務署

- 医療費控除に関する事項を記載した確定申告書*3を税務署に提出します。
- 給与所得がある方は、源泉徴収票(原本)を用意してください。

*3 確定申告においては、医療費の支出を証明する書類(領収書など)の保存が必要になります。

2 高額療養費制度について

1か月に支払った医療費の窓口負担額が一定額を超えた場合に、その超えた負担額を加入している医療保険が支給する制度です。なお、年齢や所得によって、最終的な自己負担額となる「負担の上限額」が異なります。

参考Webサイト:厚生労働省「高額療養費制度を利用される皆さまへ」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryohoken/juuyou/kougakuiryou/index.html

参考Webサイト:厚生労働省「医療費の自己負担」
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihosho/iryouseido01/info02d-37.html>
 (2021年10月24日アクセス)

3 付加給付制度について

健康保険組合と共済組合には、独自の給付制度を設けている組合があります。一定額を超えた分の自己負担金が支給される制度です。

- 一定額の基準は組合によって異なります。高額療養費の自己負担額よりも低く設定されていることが多く、高額療養費の対象にならない場合でも確認が必要です。

● 詳しくは加入先にお問い合わせください。

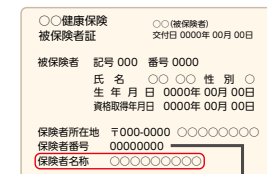
あなたのお問い合わせ先はこちら



TEL

公的医療保険

- 全国健康保険協会 (協会けんぽ)
- 船員保険
- 組合管掌健康保険
- 共済組合
- 国民健康保険
- 国民健康保険組合
- 後期高齢者医療制度



* 保険者番号の数字は基本8桁ですが、国民健康保険(退職者医療を除く。)の保険者番号は、都道府県番号2桁、保険者(市町村)別番号3桁、検証番号1桁、計6桁です。

【参考情報】法別番号(公費負担医療制度以外)

区分	法別番号	
全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)	01	
船員保険	02	
日雇特別被保険者の保険	03	
組合管掌健康保険	04	
防衛省職員給与法による自衛官等の療養の給付	06	
高齢者の医療の確保に関する法律による療養の給付(後期高齢者医療制度)	07	
共済組合	国家公務員共済組合	31
	地方公務員等共済組合	32
	警察共済組合	33
	公立学校共済組合 日本私立学校振興・共済事業団	34
特定共済組合	特定健康保険組合	63
	国家公務員特定共済組合	72
	地方公務員等特定共済組合	73
	警察特定共済組合	74
公立学校特定共済組合 日本私立学校振興・共済事業団	75	
* 国民健康保険法による退職者医療	67	

(注) 63・72～75は、特例退職被保険者、特例退職組合員及び特例退職加入者に係る法別番号です。

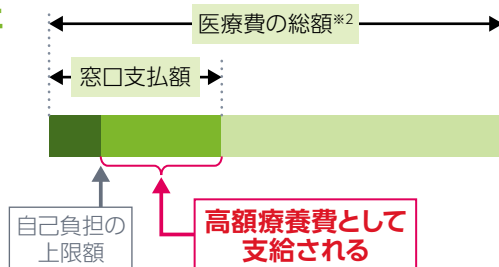
* 国民健康保険制度

高額療養費制度について

1ヵ月の医療費の窓口負担が一定額を超えた場合、加入している医療保険で手続きをし、医療費の負担を軽減することができます。

1 限度額適用認定証

加入している医療保険で事前に手続きをし、「限度額適用認定証^{※1}」の交付を受けることで、医療機関の窓口での支払いを自己負担の上限額以内にするすることができます。



※1 住民税非課税世帯の方は限度額適用・標準負担額減額認定証

※2 「食費」・「居住費」、患者の希望によってサービスを受ける「差額ベッド代」・「先進医療にかかる費用」等は除く。

◆ 事前手続き、窓口での提示物

	事前手続き	窓口での提示物
69歳以下の方	加入している医療保険に限度額適用認定証の交付を申請	限度額適用認定証

	適用区分	事前手続き	窓口での提示物
	70歳以上の方	Ⅲ 年収約1,160万円～	必要ありません
Ⅱ 年収約770～約1,160万円		加入している医療保険に認定証の交付を申請	限度額適用認定証
Ⅰ 年収約370～約770万円		加入している医療保険に認定証の交付を申請	限度額適用認定証
一般	年収156～約370万円	必要ありません	高齢受給者証または後期高齢者医療被保険者証
	住民税非課税等	加入している医療保険に認定証の交付を申請	限度額適用・標準負担額減額認定証

参考Webサイト：厚生労働省「高額療養費制度を利用される皆さまへ」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuhoken/juuyou/kougakuiiryuu/index.html
 (2021年10月24日アクセス)

2 払い戻し

高額療養費の対象となる場合は、加入している医療保険に支給申請書を提出することで、自己負担の上限額を超えた分の医療費の払い戻しを受けることができます。

- 支給までに、受診した月から少なくとも3ヵ月程度かかります。
- 高額療養費の支給は2年まで過去にさかのぼって支給申請することができます。

「限度額適用認定証」を事前に申請しておくことで、窓口での支払いを最小限にできます。

もし「限度額適用認定証」の申請をしていなくても、後日、加入している医療保険に支給申請することで、自己負担の上限額を超えた医療費の払い戻しを受けることができます。

●詳しくは加入先にお問い合わせください。

あなたのお問い合わせ先はこちら



TEL



高額療養費制度の実際

1 高額療養費制度の負担の上限額(69歳以下)



69歳以下の方の場合

所得区分	ひと月の上限額	
	3回まで (世帯ごと※2)	多数回該当 の場合※3 (4回目以上)
年収約1,160万円～ 健保：標準報酬月額83万円以上 国保：年間所得※1901万円超	252,600円+ (医療費－842,000円) ×1%	140,100円
年収約770～約1,160万円 健保：標準報酬月額53～79万円 国保：年間所得※1600～901万円	167,400円+ (医療費－558,000円) ×1%	93,000円
年収約370～約770万円 健保：標準報酬月額28～50万円 国保：年間所得※1210～600万円	80,100円+ (医療費－267,000円) ×1%	44,400円
～年収約370万円 健保：標準報酬月額26万円以下 国保：年間所得※1210万円以下	57,600円	44,400円
住民税非課税者	35,400円	24,600円

※1 ここでいう「年間所得」とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計額から基礎控除(33万円)を控除した額(ただし、雑損失の繰越控除額は控除しない。)のことを指します。(いわゆる「旧ただし書所得」)

※2 ただし、69歳以下の方の受診については、2万1千円以上の自己負担のみ合算されます。

※3 同じ医療保険に加入している家族間(同一世帯)で、直近12カ月の間に、高額療養費の支給を受けた月が3回以上ある場合は、4回目から「多数回該当」という扱いになり、自己負担の上限額が引き下がります。

2019年8月現在の制度に基づいて記載しています。

参考Webサイト:厚生労働省「高額療養費制度を利用される皆さまへ」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuhoken/juuyou/kougakuiryuu/index.html
(2021年10月24日アクセス)

MEMO

高額療養費制度の実際(続き)

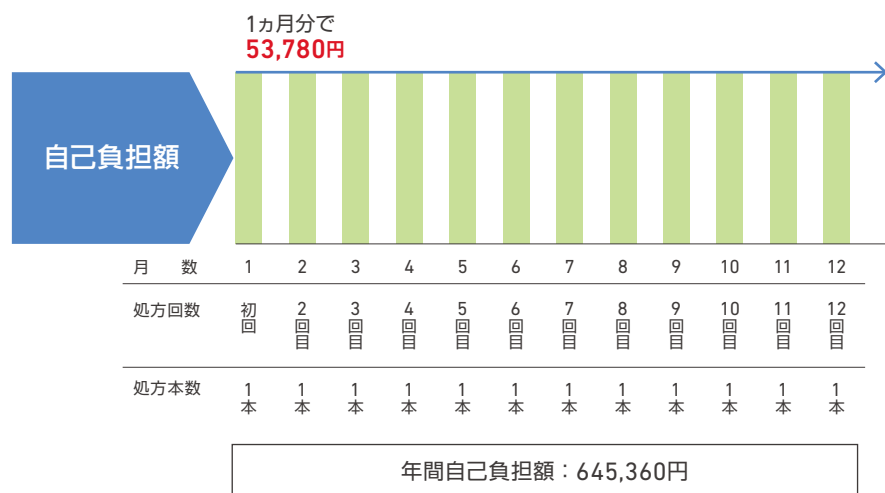
69歳以下で、毎月処方

年収:約1,160万円~の場合
 健保:標準報酬月額83万円以上、国保:年間所得*1901万円超

年収:約770~約1,160万円の場合
 健保:標準報酬月額53~79万円、国保:年間所得*1600~901万円

※1 ここでいう「年間所得」とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計額から基礎控除(33万円)を控除した額(ただし、雑損失の繰越控除額は控除しない。)のことを指します。(いわゆる「旧ただし書所得」)

◆ニューカラの薬剤費(注射1本分)179,269円の3割負担



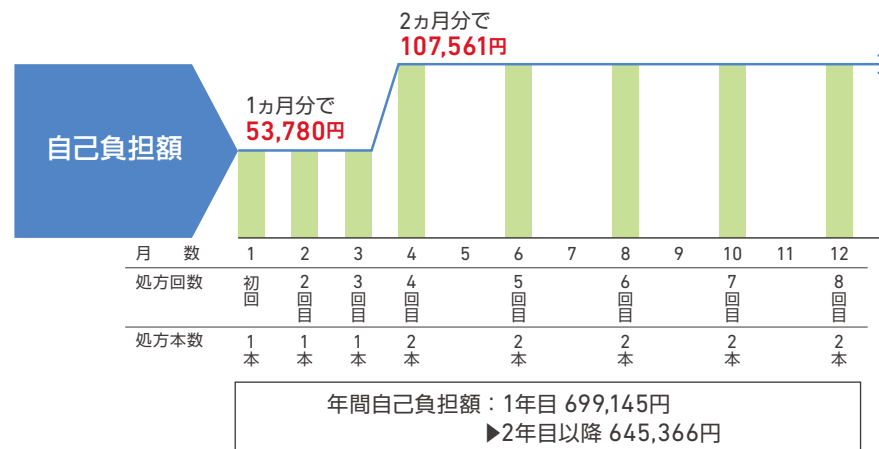
ニューカラの薬剤費以外で、下記の金額以上の医療費となる場合には高額療養費制度の対象となる可能性があります。
 年収:約1,160万円~の場合 662,732円/月
 年収:約770~約1,160万円の場合 378,732円/月

- 上記の金額は概算であり、自治体や医療保険組合の補助制度、世帯での合算などにより金額が異なる場合があります。
- 上記の金額以外に、診察や検査、他のお薬の費用などが別途発生します。
- 同じ医療保険に加入している家族間(同一世帯)で、直近12カ月の間に、高額療養費の支給を受けた月が3回以上ある場合は、4回目から「多数回該当」という扱いになり、自己負担の上限額が引き下がります。

注) 初回~3回目投与までは導入指導を考慮し、毎月処方としています。

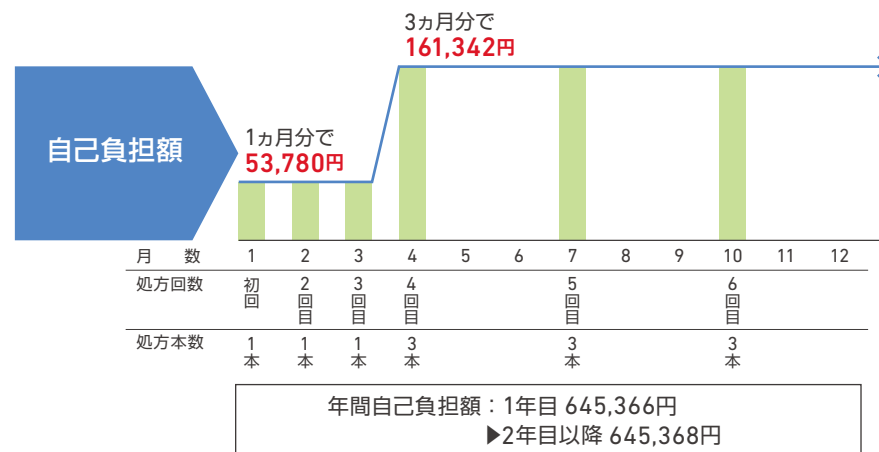
69歳以下で、1回に2ヵ月分(2本)を処方注)

◆ニューカラの薬剤費(注射1本分)179,269円の3割負担



69歳以下で、1回に3ヵ月分(3本)を処方注)

◆ニューカラの薬剤費(注射1本分)179,269円の3割負担



高額療養費制度の実際(続き)

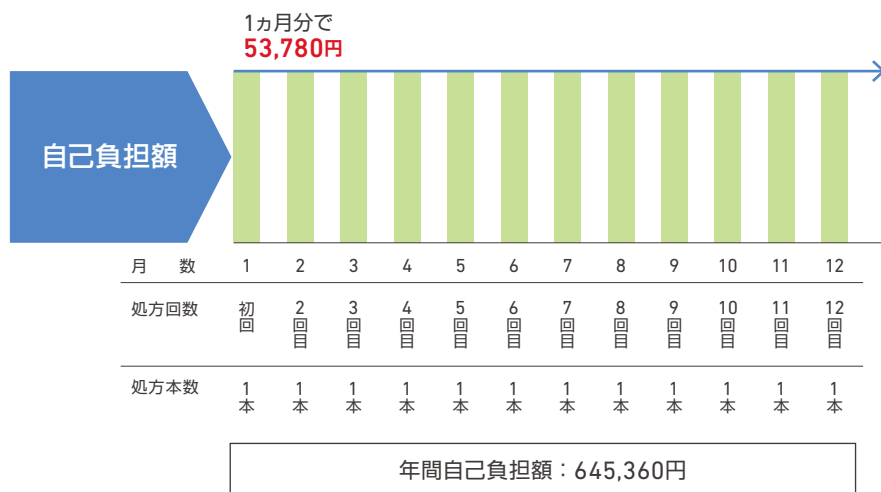
69歳以下で、毎月処方

年収:約370~約770万円の場合

健保:標準報酬月額28~50万円、国保:年間所得*1210~600万円

※1 ここでいう「年間所得」とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計額から基礎控除(33万円)を控除した額(ただし、雑損失の繰越控除額は控除しない。)のことを指します。(いわゆる「旧ただし書所得」)

◆ 新ーカラの薬剤費(注射1本分)179,269円の3割負担



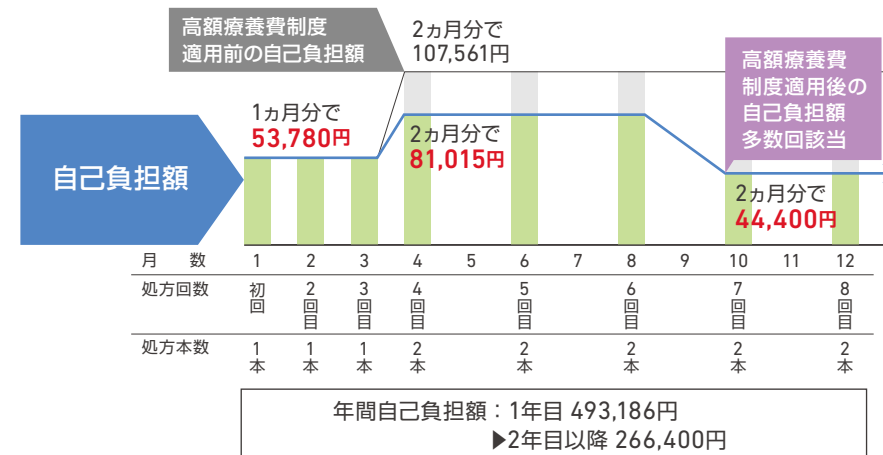
新ーカラの薬剤費以外で、下記の金額以上の医療費となる場合には高額療養費制度の対象となる可能性があります。
 年収:約370~約770万円の場合 87,732円/月

- 上記の金額は概算であり、自治体や医療保険組合の補助制度、世帯での合算などにより金額が異なる場合があります。
- 上記の金額以外に、診察や検査、他のお薬の費用などが別途発生します。
- 同じ医療保険に加入している家族間(同一世帯)で、直近12カ月の間に、高額療養費の支給を受けた月が3回以上ある場合は、4回目から「多数回該当」という扱いになり、自己負担の上限額が引き下がります。

注) 初回~3回目投与までは導入指導を考慮し、毎月処方としています。

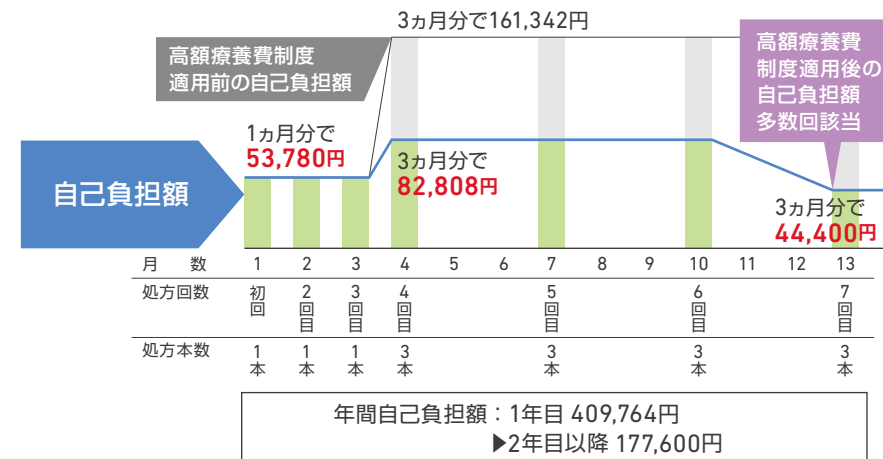
69歳以下で、1回に2ヵ月分(2本)を処方注)

◆ 新ーカラの薬剤費(注射1本分)179,269円の3割負担



69歳以下で、1回に3ヵ月分(3本)を処方注)

◆ 新ーカラの薬剤費(注射1本分)179,269円の3割負担



高額療養費制度の実際(続き)

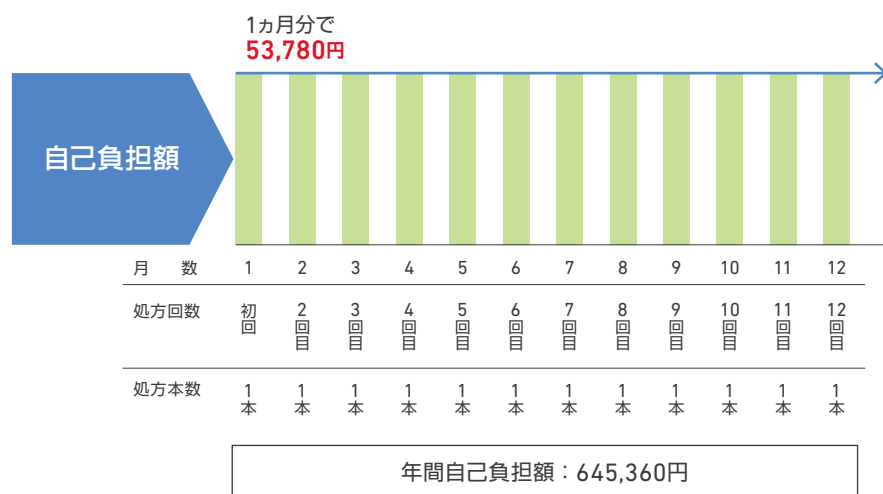
69歳以下で、毎月処方

年収：～約370万円の場合

健保：標準報酬月額26万円以下、国保：年間所得^{※1}210万円以下

※1 ここでいう「年間所得」とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計額から基礎控除(33万円)を控除した額(ただし、雑損失の繰越控除額は控除しない。)のことを指します。(いわゆる「旧たし書所得」)

◆ 新ーカラの薬剤費(注射1本分)179,269円の3割負担



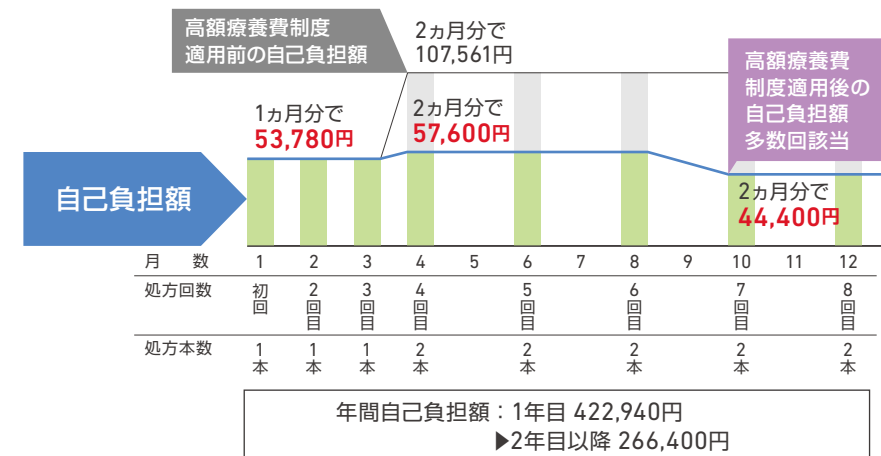
新ーカラの薬剤費以外で、下記の金額以上の医療費となる場合には高額療養費制度の対象となる可能性があります。
 年収：～約370万円の場合 12,732円/月

- 上記の金額は概算であり、自治体や医療保険組合の補助制度、世帯での合算などにより金額が異なる場合があります。
- 上記の金額以外に、診察や検査、他のお薬の費用などが別途発生します。
- 同じ医療保険に加入している家族間(同一世帯)で、直近12カ月の間に、高額療養費の支給を受けた月が3回以上ある場合は、4回目から「多数回該当」という扱いになり、自己負担の上限額が引き下がります。

注) 初回～3回目投与までは導入指導を考慮し、毎月処方としています。

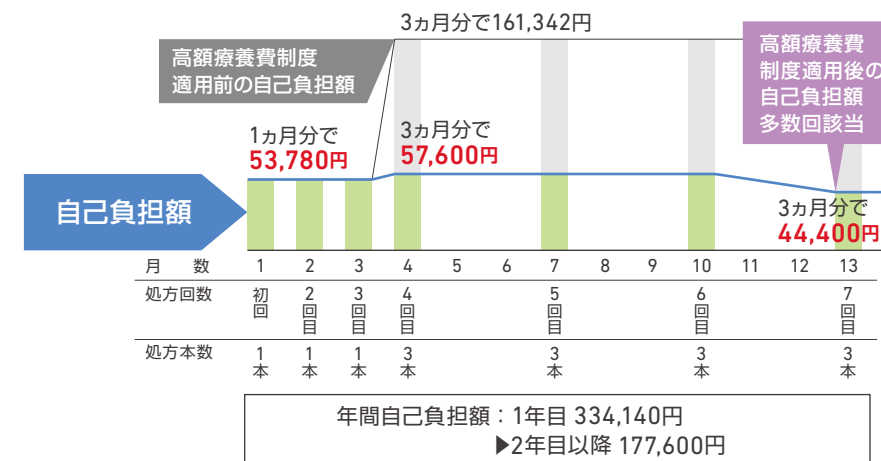
69歳以下で、1回に2ヵ月分(2本)を処方注)

◆ 新ーカラの薬剤費(注射1本分)179,269円の3割負担



69歳以下で、1回に3ヵ月分(3本)を処方注)

◆ 新ーカラの薬剤費(注射1本分)179,269円の3割負担



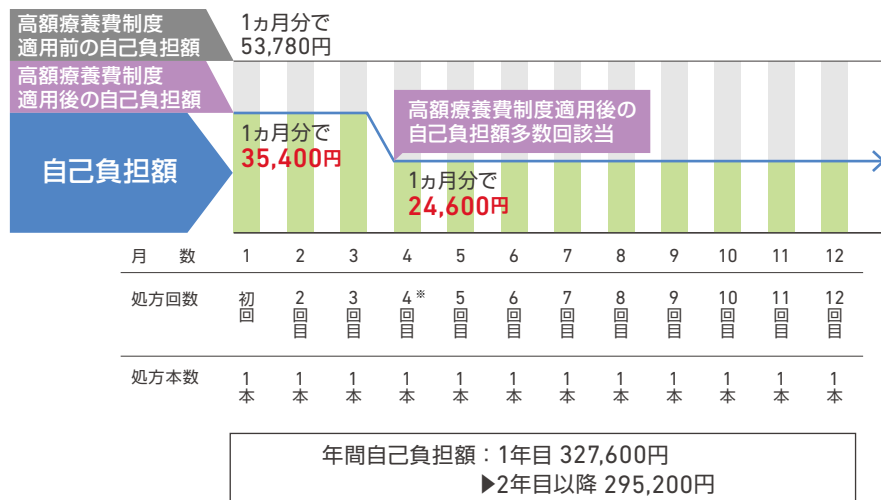
高額療養費制度の実際(続き)

注) 初回~3回目投与までは導入指導を考慮し、毎月処方としています。

69歳以下で、毎月処方

住民税非課税者

◆ 新カラの薬剤費(注射1本分)179,269円の3割負担

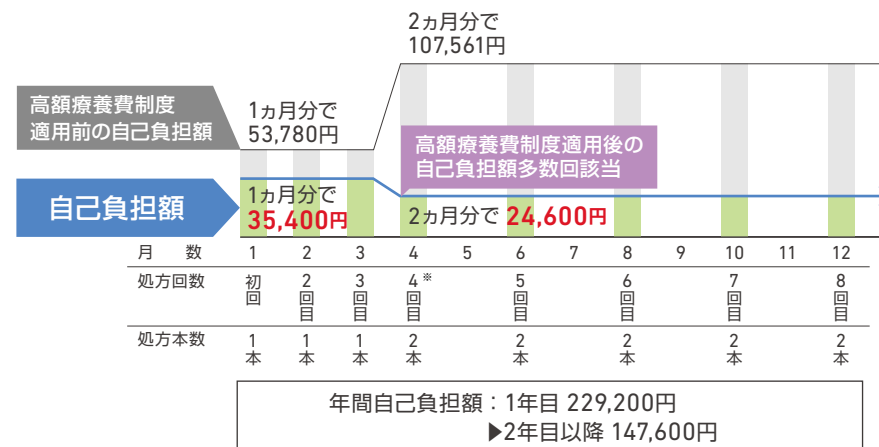


※ 同じ医療保険に加入している家族間(同一世帯)で、直近12ヵ月の間に、高額療養費の支給を受けた月が3回以上ある場合は、4回目から「多数回該当」という扱いになり、自己負担の上限額が1ヵ月24,600円に引き下がります。

- 上記の金額は概算であり、自治体や医療保険組合の補助制度、世帯での合算などにより金額が異なる場合があります。
- 上記の金額以外に、診察や検査、他のお薬の費用などが別途発生します。
- 同じ医療保険に加入している家族間(同一世帯)で、直近12ヵ月の間に、高額療養費の支給を受けた月が3回以上ある場合は、4回目から「多数回該当」という扱いになり、自己負担の上限額が引き下がります。

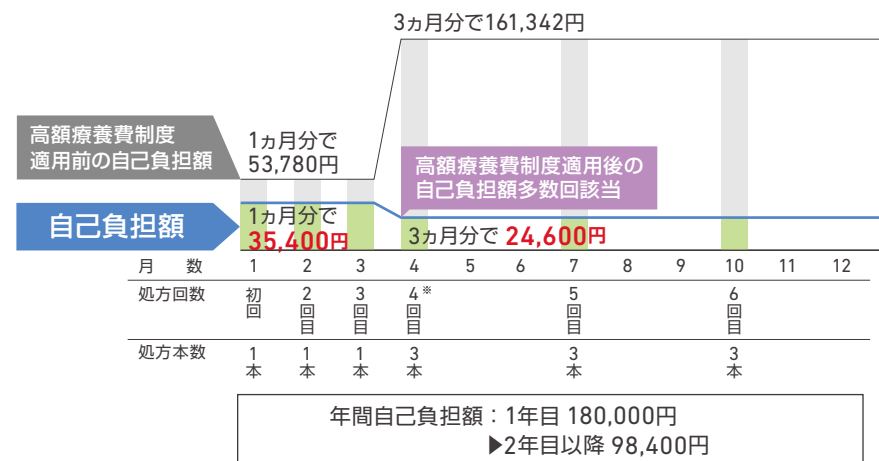
69歳以下で、1回に2ヵ月分(2本)を処方注)

◆ 新カラの薬剤費(注射1本分)179,269円の3割負担



69歳以下で、1回に3ヵ月分(3本)を処方注)

◆ 新カラの薬剤費(注射1本分)179,269円の3割負担



高額療養費制度の実際(続き)

70歳以上で、毎月処方

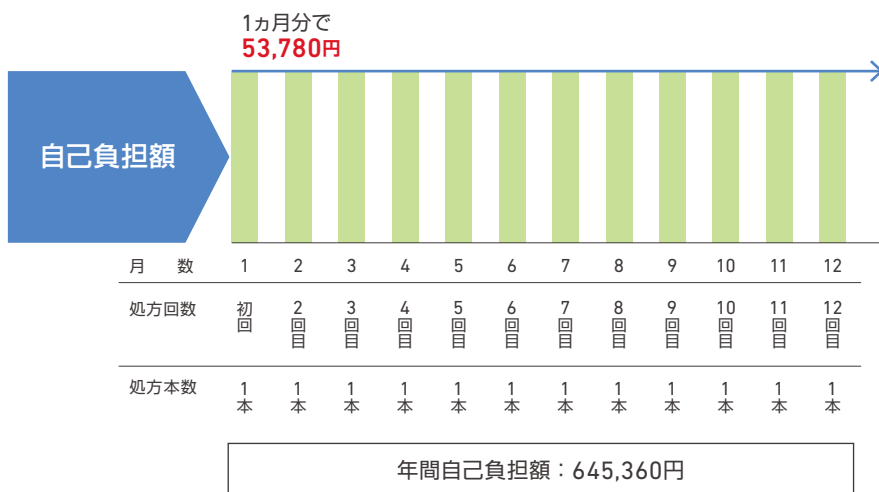
年収:約1,160万円~の場合

標準報酬月額83万円以上/課税所得690万円以上

年収:約770~約1,160万円の場合

標準報酬月額53万円以上/課税所得380万円以上

◆ 新薬の薬剤費(注射1本分)179,269円の3割負担



新薬の薬剤費以外で、下記の金額以上の医療費となる場合には高額療養費制度の対象となる可能性があります。

年収:約1,160万円~の場合 662,732円/月

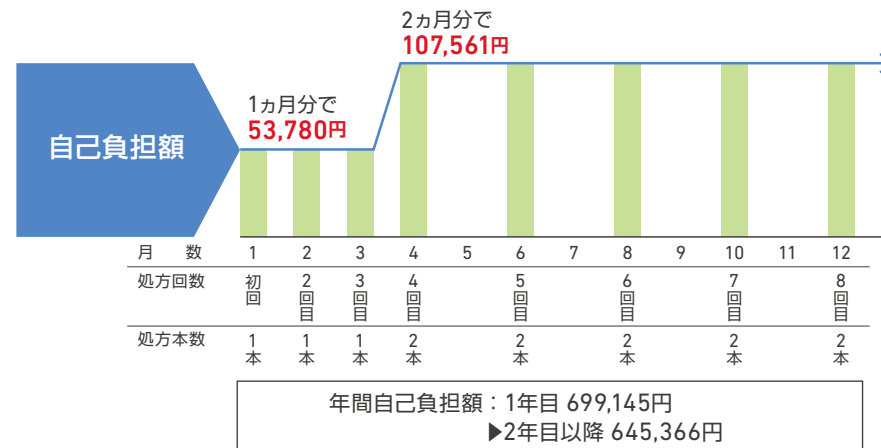
年収:約770~約1,160万円の場合 378,732円/月

- 上記の金額は概算であり、自治体や医療保険組合の補助制度、世帯での合算などにより金額が異なる場合があります。
- 上記の金額以外に、診察や検査、他のお薬の費用などが別途発生します。
- 同じ医療保険に加入している家族間(同一世帯)で、直近12カ月の間に、高額療養費の支給を受けた月が3回以上ある場合は、4回目から「多数回該当」という扱いになり、自己負担の上限額が引き下がります。

注) 初回~3回目投与までは導入指導を考慮し、毎月処方としています。

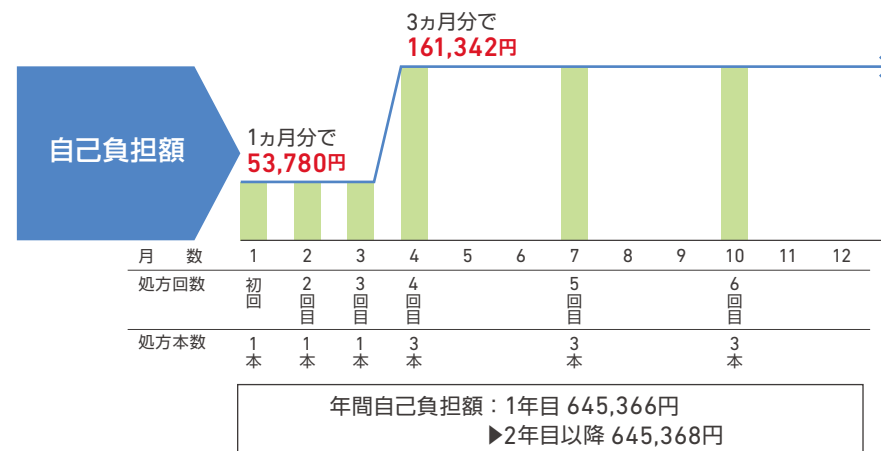
70歳以上で、1回に2ヵ月分(2本)を処方注)

◆ 新薬の薬剤費(注射1本分)179,269円の3割負担



70歳以上で、1回に3ヵ月分(3本)を処方注)

◆ 新薬の薬剤費(注射1本分)179,269円の3割負担

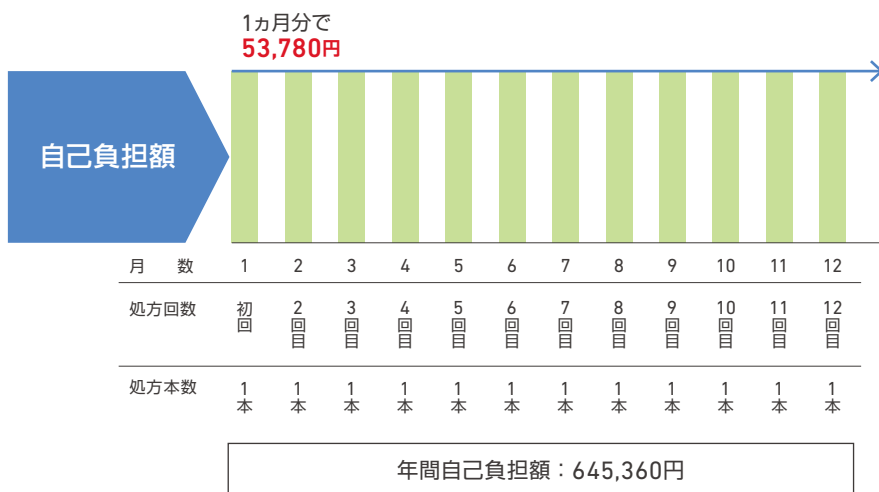


高額療養費制度の実際(続き)

70歳以上で、毎月処方

年収:約370~約770万円の場合
標準報酬月額28万円以上/課税所得145万円以上

◆ニューカラの薬剤費(注射1本分)179,269円の3割負担



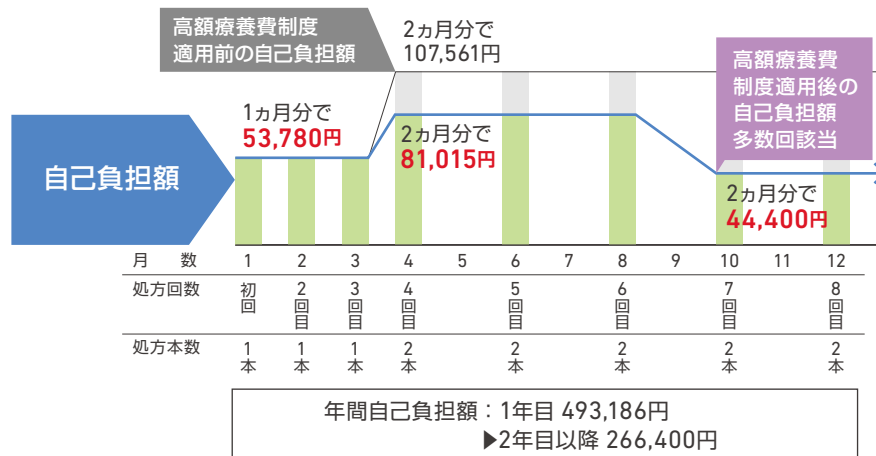
ニューカラの薬剤費以外で、下記の金額以上の医療費となる場合には高額療養費制度の対象となる可能性があります。
年収:約370~約770万円の場合 87,732円/月

- 上記の金額は概算であり、自治体や医療保険組合の補助制度、世帯での合算などにより金額が異なる場合があります。
- 上記の金額以外に、診察や検査、他のお薬の費用などが別途発生します。
- 同じ医療保険に加入している家族間(同一世帯)で、直近12カ月の間に、高額療養費の支給を受けた月が3回以上ある場合は、4回目から「多数回該当」という扱いになり、自己負担の上限額が引き下がります。

注) 初回~3回目投与までは導入指導を考慮し、毎月処方としています。

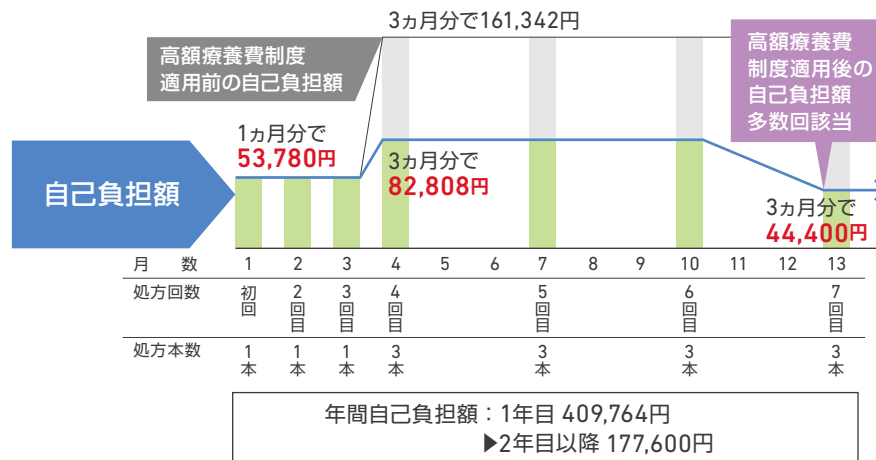
70歳以上で、1回に2ヵ月分(2本)を処方注)

◆ニューカラの薬剤費(注射1本分)179,269円の3割負担



70歳以上で、1回に3ヵ月分(3本)を処方注)

◆ニューカラの薬剤費(注射1本分)179,269円の3割負担



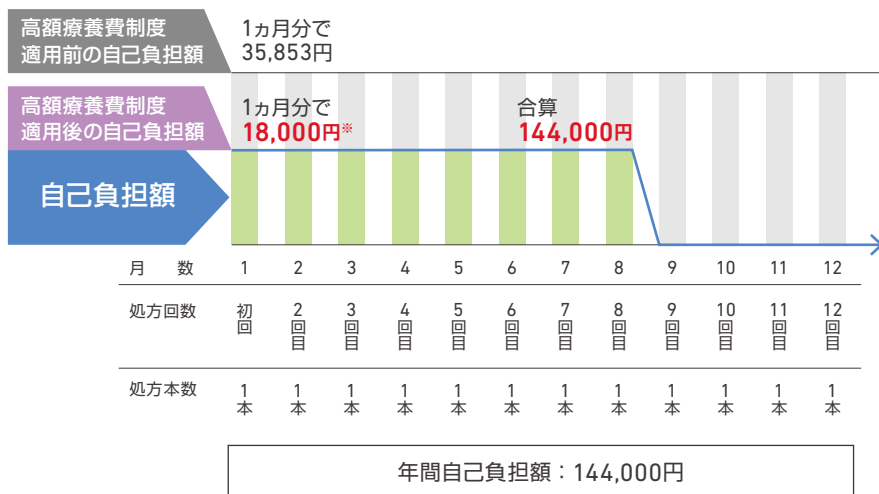
高額療養費制度の実際(続き)

70歳以上で、毎月処方

年収: 156~約370万円の場合

標準報酬月額26万円以下/課税所得145万円未満等

◆ 新カラの薬剤費(注射1本分)179,269円の2割負担



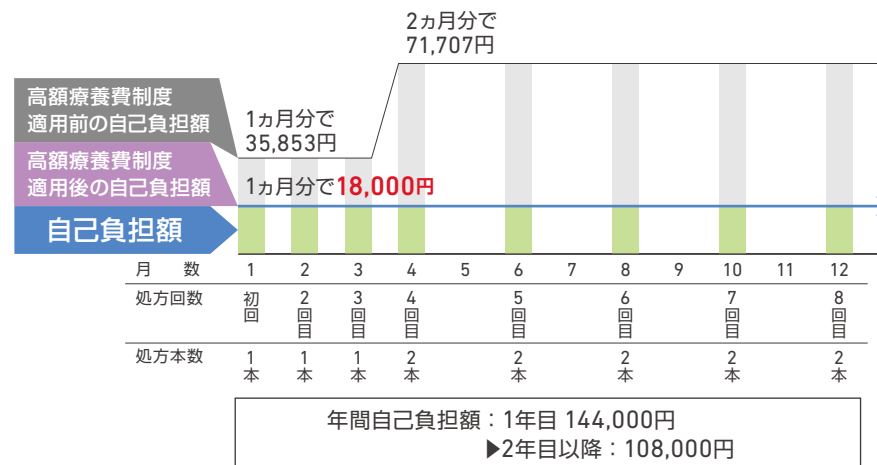
※ 1年間のうち一般区分又は住民税非課税区分であった月の外来の自己負担額の合計額について、144,000円の上限を設けています。

- 上記の金額は概算であり、自治体や医療保険組合の補助制度、世帯での合算などにより金額が異なる場合があります。
- 上記の金額以外に、診察や検査、他のお薬の費用などが別途発生します。
- 同じ医療保険に加入している家族間(同一世帯)で、直近12か月の間に、高額療養費の支給を受けた月が3回以上ある場合は、4回目から「多数回該当」という扱いになり、自己負担の上限額が引き下がります。

注) 初回~3回目投与までは導入指導を考慮し、毎月処方としています。

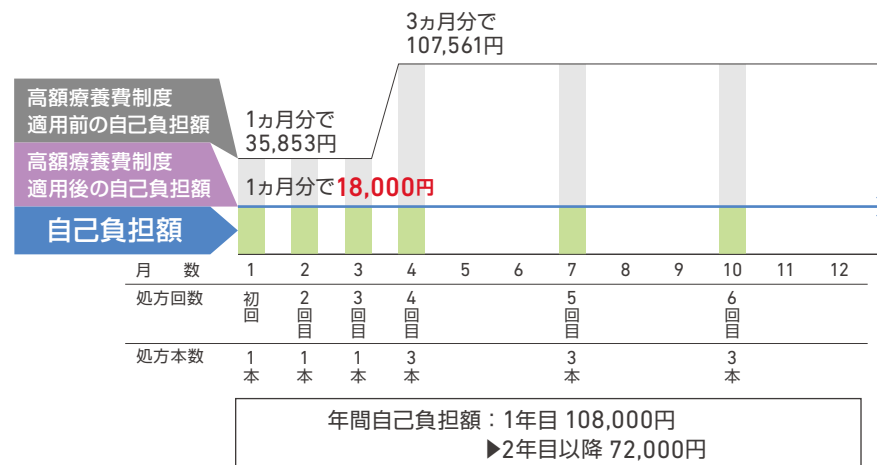
70歳以上で、1回に2ヵ月分(2本)を処方注)

◆ 新カラの薬剤費(注射1本分)179,269円の2割負担



70歳以上で、1回に3ヵ月分(3本)を処方注)

◆ 新カラの薬剤費(注射1本分)179,269円の2割負担

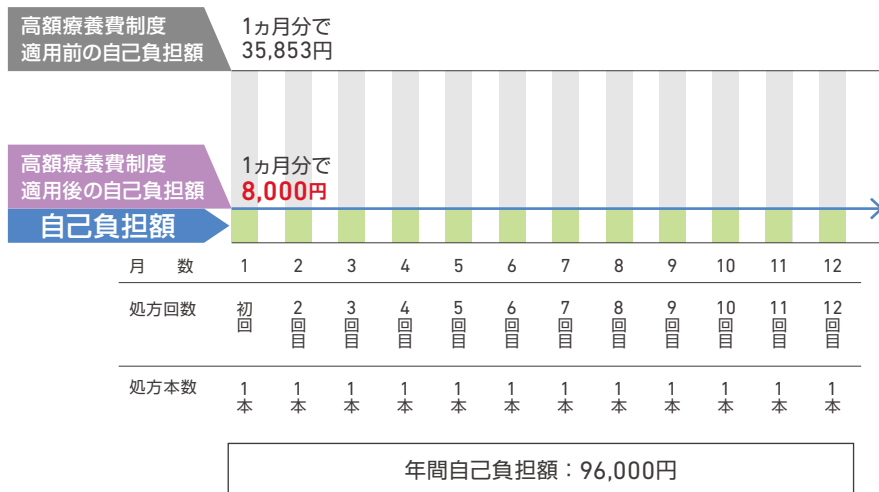


高額療養費制度の実際(続き)

70歳以上で、毎月処方

住民税非課税世帯

◆ 新カラの薬剤費(注射1本分)179,269円の2割負担

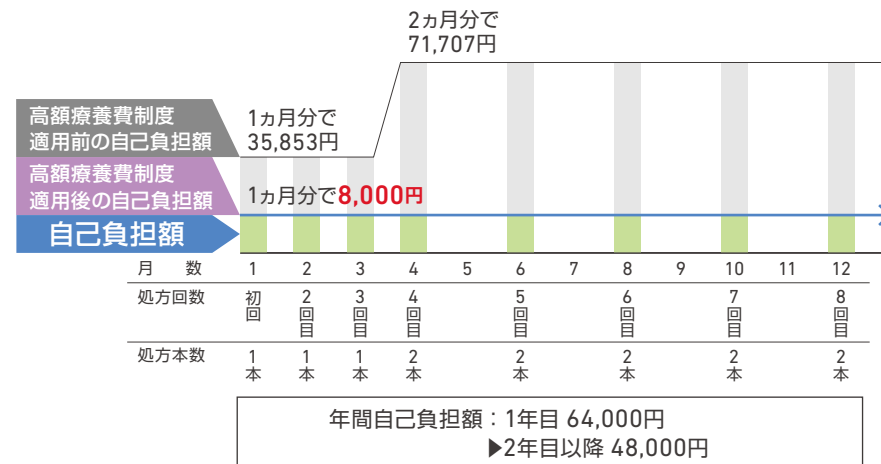


●上記の金額は概算であり、自治体や医療保険組合の補助制度、世帯での合算などにより金額が異なる場合があります。
●上記の金額以外に、診察や検査、他のお薬の費用などが別途発生します。

注) 初回~3回目投与までは導入指導を考慮し、毎月処方としています。

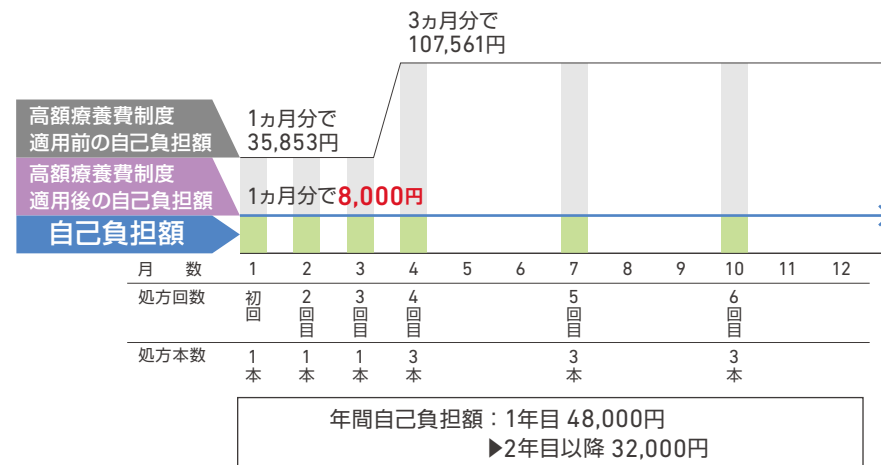
70歳以上で、1回に2ヵ月分(2本)を処方注)

◆ 新カラの薬剤費(注射1本分)179,269円の2割負担



70歳以上で、1回に3ヵ月分(3本)を処方注)

◆ 新カラの薬剤費(注射1本分)179,269円の2割負担



高額療養費制度における医療費の算定例

事例1 気管支喘息患者の56歳Aさんがニューカラによる治療を始めた場合



(年収約370～約770万円の方、医療費窓口負担3割)

窓口支払額(3割負担)

9月3日に●●病院の呼吸器内科でニューカラの治療を受け、吸入ステロイド薬などのぜん息治療薬の処方もされた際の診療費と薬剤費 → **62,986円** (合算可)

9月17日に同じ●●病院の循環器内科で高血圧などの治療を受けた際の診療費と薬剤費 → **8,700円***1 (合算不可)

9月24日に□□皮膚科で治療を受けた際の診療費と薬剤費 → **2,200円***1 (合算不可)

9月6、20日に××歯科で治療を受けた際の診療費と薬剤費 → **21,000円** (合算可)

*1 69歳以下の場合、合算には**21,000円**以上であることが必要です。

適用される合計：62,986+21,000=**83,986円**
医療費：83,986÷0.3=**279,953円**

Aさんの標準報酬月額が32万円だった場合の負担額の上限額
80,100+(279,953-267,000)×1%=**80,229円**

83,986-80,229=**3,757円**が高額療養費として支給され、
実際の自己負担額は**80,229円**になります。

事例2 気管支喘息患者の71歳Bさんがニューカラによる治療を始めた場合



(年収156～約370万円の方、医療費窓口負担2割)

窓口支払額(2割負担)

9月3日に●●病院の呼吸器内科でニューカラの治療を受け、吸入ステロイド薬などのぜん息治療薬の処方もされた際の診療費と薬剤費 → ~~41,991円~~
↓
18,000円*2 (合算可)

9月17日に同じ●●病院の循環器内科で高血圧などの治療を受けた際の診療費と薬剤費 → **5,800円** (合算可)

9月24日に□□皮膚科で治療を受けた際の診療費と薬剤費 → **1,470円** (合算可)

9月6、20日に××歯科で治療を受けた際の診療費と薬剤費 → **14,000円** (合算可)

*2 加入している医療保険で事前に手続きをし、「限度額適用認定証」の交付を受けることで、医療機関の窓口での支払いを自己負担の上限額以内にするすることができます。
なお、「限度額適用認定証」については6～7ページをご参照ください。

適用される合計：18,000+5,800+1,470+14,000=**39,270円**

Bさんが一般所得者だった場合の負担額の上限額 **18,000円**

39,270-18,000=**21,270円**が高額療養費として支給され、
実際の自己負担額は**18,000円**になります。